

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	903
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	公共職業安定所と民間職業紹介機関が求職情報及び求人情報を共有化するための守秘義務規定の解釈の明確化
意見提出者名	大阪市
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 特例措置でいう民間職業紹介機関は有料・無料を問わないのか。
意見に対する回答	問わない。
担当省庁名	厚生労働省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	905
構造改革特別区において実施可能な特例措置	県立の農業大学校の届出による無料職業紹介事業の実施
意見提出者名	埼玉県
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 原案の「特例措置の内容」には、「厚生労働大臣に届け出て」とあるが、届出の具体的内容を示されたい。
意見に対する回答	届出の具体的内容たる手続は、以下のとおりとする方向で検討中である。 イ 事業開始の届出は、所定の届出書により、新たに無料職業紹介事業を行う農業者研修教育施設の長が主たる事務所所轄公共職業安定所長を通じ主たる事務所所轄都道府県労働局長に届け出ることとする。 ロ 添付書類 事業開始の場合の届出書に添付すべき書類は、次のとおりとする。 (イ) 農業者研修教育施設に係る規則(学校等の学則に準ずるもの) (ロ) 地方公共団体が条例により設置した教育施設であること及び農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設に該当することを証明する文書(写) (ハ) 学部、学科、科目ごとの定員及び現在員数一覧 (ニ) 業務運営規程 (ホ) 個人情報適正管理規程
担当省庁名	厚生労働省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	906
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の相互利用の容認。(指定通所介護事業所を知的障害者が利用することの容認、老人等デイサービス事業所の障害児受け入れの容認)
意見提出者名	静岡県
意見の要点	<p>(意見の概要をわかりやすく記載してください。)</p> <ol style="list-style-type: none">1 特例措置の内容は、 ア 高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の全部の相互利用の容認 イ 指定通所介護事業所を知的障害者が利用することの容認、及び、老人等デイサービス事業所の障害児受け入れの容認のみのいずれか。2 特区で、知的障害者が指定通所介護事業所を利用する場合、利用に要する費用の支払いは、支援費か、補助金方式かあるいはその他の方式か。3 現在既に行われている相互利用については、それぞれのデイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、サービスを提供して差し支えないこととされているが、特区における特例措置について、この制限は設けるのか。4 「障害児関係施設からの技術的支援」の頻度、内容について如何。
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none">1 イ 指定通所介護事業所を知的障害者が利用することの容認、及び、老人等デイサービス事業所の障害児受け入れの容認のみである。2 現在検討中である。3 本特例措置による相互利用については、各デイサービス事業所の利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うことを想定している。4 内閣官房構造改革特区推進室からの検討要請に対して回答し、12月20日付けで公表されているとおり、「技術的支援」の具体的な内容としては、各事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れる利用者を処遇するため、対象となる障害児について既に支援を行っている近隣の障害児デイサービス事業所や障害児通園施設における実習・研修会等の機会を通じ、必要な資質を向上させることを想定

	<p>している。</p> <p>特例措置を講じようとする地域においては、障害児が各デイサービス事業所において受けるサービスの質を確保するため、地域の実態に応じた社会資源の活用により、当該事業所が必要な支援を受けられるように取り組んでいただきたい。</p>
担当省庁名	厚生労働省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	909
構造改革特区において実施可能な特例措置	肢体不自由児施設、知的障害児通園施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認
意見提出者名	札幌市
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 1 「特例措置の内容」中、「・・・施設側から十分な指導が行われること等)を条件として」とあるが、この条件に適合することを事前に市長に協議することを条件としていただきたい。 2 「特例措置の内容」中、「調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする」とあるが、「調理業務を委託する場合には、定員に関わらず栄養士を施設の職員として雇用すること」と規定していただきたい。
意見に対する回答	1 地方公共団体等が、構造改革特区において特例措置を講じる際の関係団体との連携については、地方公共団体等が主体的に判断し、対応していただきたいと考えている。特例措置の条件として、内容面(施設側から十分な指導が行われること等のきめ細かな配慮)に加え、新たな規制を条件としてお示しする予定はない。 2 本特例措置の実施に際し、栄養士を施設の職員として雇用しない場合でも、障害児の特性に応じた食事の提供は可能であると考えており、新たな規制をお示しする予定はない。
担当省庁名	厚生労働省